

2009(平成 21)年 3 月 30 日

東北学院大学

## 本学法科大学院に対する認証評価結果をうけて

### I 認証評価結果

#### (1) 結果

本学法科大学院に対する大学基準協会の認証評価の結果、同協会の基準（「法科大学院基準」）に適合していないとする結論が、本日公表されました。

#### (2) 不適合理由

基準協会による判断は、本学法科大学院の専任教員中 1 名の担当資格が十分とは言えないとする評価と、この評価の結果、この教員の担当する重要科目に実質的に専任教員が一人も配置されていない状態になっているという評価を理由にしています。

#### (3) 不適合理由への疑問

本学は、この教員の教育歴、研究業績の内容に照らして、また、公表されている公的な評価基準に照らせばなおさらのこととして、①基準協会による評価結果には大きな疑問があり、②この疑問には合理的な根拠がある、と考えています。こう判断する理由は次のとおりです。

昨年の 12 月下旬、通常の手順にしたがい基準協会から「評価結果(委員会案)」が届けられ、そこで上記(1)(2)の判断が内示されました。本学は、委員会案に対して意見を出し、指摘された教員には、大学院での 5 年間、大学での通算 5 年を超える関係科目の教育経験があること、また、専門分野での博士号取得だけでなく、近年にあっても着実に論文を公表していることなどから、当然担当資格を認められるべきであり、したがって委員会案の判断は修正されるべきであると主張しました。

2 月下旬には、委員会案を引き継ぐ最終案（本日公表された評価結果も最終案と同文です）とともに、当方の意見への回答書が届けられ、判断を修正しないという結論が伝えられました。しかし、この回答書では、教員資格の問題が専門職大学院設置基準第 5 条にもとづく事項(法令遵守事項)であることを十分理解せず、文部科学省による当該設置基準の運用先例からも、他の認証評価団体が公表している、より具体的な評価基準等からも大きくそれた特異な判断を行っています。また、ここでは、この教員の教育歴と研究業績について明白な

誤認をしています。

## II 認証評価結果への対応

### (1) 異議申立

大学基準協会の認証評価では、評価の最終結果に対して異議申立ができる仕組みになっています。そこで、本学は、①指摘された教員に対する判断が改められて担当資格が認められること、②法科大学院教員の担当資格要件がより明確なものにされること、さらに③今後の認証評価の運用が透明性の高いものに改善されること、を目的として異議申立をしました（異議申立はこれから基準協会で検討されるものですので、ただちにその理由の全文を公開することは控え、別紙のとおり「異議申立理由の要旨」を発表しました）。

### (2) 不適合理由の除去

このように本学は、すでに基準協会に対して別途異議申立をしました。しかし、異議申立に対する基準協会の正式な結論は5月になる見通しです。したがって、結論の出る前に新年度が始まります。

こうした事情を考慮し、本学は、基準協会に指摘された教員の担当科目に、4月以降別の担当者をあてることとし、仮に基準協会の判断を前提にしても関係講義等の実施に一切問題が生じない対策を講じました。別の担当者としては、文部科学省の担当資格審査にすでに合格した者を専任教員として採用し、その教員は4月1日に着任することが決まっています。

以上の対応により、4月以降、本学法科大学院が実質的に基準に適合した状態にあることを明らかにすることができたと考えています。

### (3) 今後の展望とお願い

本学は異議申立に対する基準協会の適正な結論を待ちます。

また、今回の認証評価結果で、本学法科大学院はいくつもの点で高く評価されましたが、改善すべき点の指摘もいくつか受けました。今後とも、基準協会の評価や指摘に敬意をはらいつつ、本学法科大学院の理念・目的の実現に努めます。理念・目的とは、わが国で最も深刻な弁護士過疎地域を多数かかえる東北地方の法科大学院として、地域に根差して活動し、地域に信頼される多数の法曹を養成する拠点となることです。一昨年3名、昨年7名と一定の司法試験合格者を出しつつも、なお現在、困難な局面にある本学法科大学院に対して、今後ともいっそうのご理解を賜りますようお願いいたします。